

## 教育民生建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成25年12月9日(月曜日)  
午前9時30分～午前11時59分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 岩本明央 委員長 俵 薫 副委員長  
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員  
下井克己 委員 萬代泰生 委員  
岡山 隆 委員 秋枝秀稔 委員  
猶野智和 委員 秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 岡崎基代 議会事務局補佐  
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
林 繁美 副市長 永富康文 教育長  
篠田洋司 市長統合戦略局長 井上孝志 市民福祉部長  
杉原功一 市民福祉部次長 三浦洋介 市民福祉部次長  
岡藤克昌 市民福祉部生活環境課長 山本康房 市民福祉部高齢福祉課長  
伊藤康文 建設経済部長 西田良平 建設経済部農林課長  
河村充展 建設経済部商工労働課長 藤澤和昭 総合観光部長  
繁田 誠 総合観光部観光総務課長 綿谷敦朗 総合観光部観光振興課長  
山田悦子 教育委員会事務局長 末岡竜夫 教育委員会事務局次長  
末益正美 教育委員会事務局教育総務課長 月成庄造 教育委員会事務局学校教育課長  
内藤賢治 教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長 末藤勝巳 農業委員会事務局長  
西岡博和 消防長 斉藤光雄 消防本部次長

午前9時30分開会

○委員長（岩本明央君） 皆さんおはようございます。ただいまより教育民生建設観光委員会を開会いたします。さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案17件につきまして審査をいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本委員会から原則として市長は出席されませんので、各委員及び執行部の皆さんよろしくお願いいたします。

副市長、何か御報告等ございましたら。

○副市長（林 繁美君） 特にありません。

○委員長（岩本明央君） 秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） 特にございません。

○委員長（岩本明央君） 各委員さん、執行部の皆さん、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 最初に、議案第10号美祢市立小学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 議案第10号でございます。美祢市立小学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、議案の10ページの1から10ページの2、それと参考資料では41ページから43ページになりますので、ご覧いただきたいと思っております。

この度の改正につきましては、美祢市立桃木小学校、下郷小学校及び本郷小学校が平成26年3月31日をもって閉校するため、条例の別表第2条関係でございますが、この中の桃木小学校、下郷小学校、本郷小学校の項を削るものでございます。

また、この3校の廃止に伴いまして、それぞれの体育館及び運動場を今後市の体育施設として活用するため、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部も併せて行うものでございます。

これによりまして、体育館の名称を美祢市桃木体育館、美祢市下郷体育館、美祢市本郷体育館としまして、運動場はそれぞれ多目的広場として設置するため条例の

第2条の表の中に加えるものでございます。

また、体育施設として使用するということから、体育館及び多目的広場の使用料に関する項につきましても、条例の別表に加えるものでございます。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上です。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今説明があったんですが、使用料ですいね、体育館の使用料がそれぞれ定められておりますが、この取り扱いはどこでされるんですか。

○委員長（岩本明央君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） これにつきましては、各公民館のほうで手続きを行うようになります。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今説明聞きましてけれども、説明の中にはなかったんですけども、来年の26年4月から消費税率が5%から8%に税率の引き上げがあります。それに伴って、今回の桃木体育館など1時間について130円となっておりますけれども、これは、消費税率の8%、また、2015年10月からは10%になるわけでありましてけれども、それを見据えての消費税率の含みも入ってるのかどうか、この辺についてお尋ねします。

○委員長（岩本明央君） はい、篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 使用料手数料に関する消費税の御質問にお答えいたします。使用料手数料につきましては、昨年、平成24年4月に策定致しました使用料手数料見直しに関する基本方針、これに基づいて使用料を決定しているところでございます。

これについては、既に御説明したところでございますけど、料金設定の基本的な考えは、受益と負担の公平性の確保、それと算定方法の明確化、それと減免規定の明確化と定期的な見直しの実施を掲げているところでございます。

算定に当たりまして、過去3ヶ年の費用の平均値を用いていること、また定期的な見直しを実施して、おおむね4年ごとの見直しを実施していますことから、過去3ヶ年の実績に基づいて使用料を決定するという大原則がありますので、今回の消

費税改定を推計値で計算するわけではございませんので、この過去の3ヶ年の平均値に基づいて、今後見直しを実施するということになります。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第10号美祢市立小学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 議案第11号は美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。議案書につきましては、11ページの1でございます。

これは、閉校となった旧田代小学校の校舎の活用について、地元田代地区からコミュニティセンターとしての設置要望があったため、この度条例を制定し活用できるようにするものであります。

なお、条例施行日は平成26年4月1日であります。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、下井委員。

○委員（下井克己君） これの手続きも同じように公民館ですか。

○委員長（岩本明央君） はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 下井委員の御質問にお答えいたします。これにつきましては、於福公民館が窓口になります。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 地区の総代さんというか、代表者のところで手続きというわけにはいかないのでしょうか。というのが、下嘉万にもあるんですが、地区の方がちゃんと手続きとかいろいろされてるんですが、どうなんでしょうか。田代からわざわざという御無礼なんですけど、於福まで出てきて手続きして、お金払って、お金はあとかどうか分かりませんが、ちょっと距離もありますし、地元でどうか対応できないのでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 市の施設でございますので、一応あくまでも公民館が窓口ということになるかと思いますが、その辺は今後地元との協議しながら、やり方としては協議させていただきたいと思っておりますが、基本的にはそういうことでございます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第11号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本康房君） 議案第12号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案の12ページ、12-1になります。議案第12号であります。参考資料の条例新旧対照表では、44ページになります。お開きいただければと思います。

これは、美祢市高齢者保健福祉推進会議条例を一部改正するものでございます。このたびの改正は、老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定や推進状況を協議するための附属機関であります美祢市高齢者保健福祉推進会議の組織の見直しを行う

ため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、今回の委員構成の見直しにより、委員数の増も含まれるため、委員定数を第3条第1項中の18人以内を20人以内に改正するものであります。

第3条第2項中第3号介護保険施設サービス事業者代表を削り、同項中第2号保健、医療、福祉団体関係者を保健、医療、福祉団体等関係者に改め、弾力的な取り扱いができるよう改正するものでございます。

これは、現在の委員構成では、介護保険サービス事業者を施設サービス事業者のみを対象としておりまして、その見直しとしてサービス事業者全般から委員を委嘱するものとしてございます。

区分につきましても、同項中第4号介護保険第1号被保険者代表を同項第3号とし、同項中第5号関係行政機関代表を同項第4号とし、関係行政機関関係者に改め、同項中第6号前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者を同項第5号とするものでございます。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今早口で説明されたんで、皆さんもちょっと分からない部分があるんじゃないかと思うんですが、この委員の1、2、3、4、5とありますよね。これそれぞれに1はどういう方なのか、2はここに書いてありますけど、もう一度ゆっくり説明していただきたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本康房君） 1につきましては、学識経験者でございます。2につきましては、保険、医療、福祉団体関係者でございますが、この度改正いたしまして、2番の保険、医療、福祉団関係者と3番にございます介護保険施設サービス事業者代表、こちらを併せまして、保険、医療、福祉団体等関係者、そういうふうに並び替えました。

そして、現行の第4介護保険第1号被保険者代表、こちらのほうを2と3を併せましても、3に改めたものでございます。

現行の5につきましては、関係行政機関代表、こちらは4に改めまして、関係行政機関関係者というふうに改めました。

5番につきましては、前各号に掲げるもののほか市長が認めたものということで6号を改定では5号に改めたものでございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第12号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第13号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の13-1ページと参考資料の45ページをお開きください。この度の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。主に株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しが、このたびされたことによるものでございます。

それでは、参考資料の45ページの新旧対照表をご覧ください。まず、附則10でございます。これは上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、附則13は株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡

所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。

次のページをお開きください。附則 14 は上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして、新たに設定するものでございます。

附則 21 は条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

附則 15、16、18、22 は、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、また、これらの附則は単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格も踏まえ、このたび消除するものでございます。

これらの消除に伴い、附則 17 を 15、19 を 16、20 を 17、21 を 18 にそれぞれ繰り上げるものでございます。

なお、施行日は平成 29 年 1 月 1 日からとなっております。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第 13 号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案書 14-1 ページをお開きください。また、参考資料では、49 ページとなります。

議案第 14 号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。



この度の改正は、現在、桂木山麓緑地自然公園村の管理を指定管理者によって行っておりますが、指定管理期間は1年間となっております。この1年間の理由につきましては、昨年の12月議会でお諮りしましたとおり、近年の利用状況から、利用者数も減少している状況であり、公の施設としてのあり方の再検討の必要があるということで、この指定管理期間となっております、ことしの1年間で検討を行うということでありました。

つきましては、今回近年の利用状況を見て、また、指定管理者制度そのものの導入の意義について検証し、現在の指定管理者とも協議を行った結果、指定管理者制度のメリットでありますサービス内容の拡充及び民間事業者のノウハウによる利用促進、そのメリットを活かせることは、特に今後採算面から見ても困難であるという結論から、市による直接管理に切り替える判断をいたしたところであります。

よって、所要の一部改正を行うものでございます。なお、この条例は、平成26年4月1日から施行となります。以上で御説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第14号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市秋芳シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） それでは、議案第15号美祢市秋芳シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について御説明させていただきます。

きます。

議案書は15-1ページになります。美祢市秋芳シルバーワークプラザについては、平成7年度旧秋芳町が高齢化社会に対応し、高齢者の就業の機会を確保することにより生きがいと社会参加を促進し、地域の活性化を図ることを目的に設置した施設でございます。

また、平成7年度から平成18年度までの間は使用貸借契約により、更には平成19年度以降は指定管理者制度を活用することで、現在の公益社団法人美祢市シルバー人材センターに施設の管理運営をお願いされ、合併後についても、継続的に非公募により管理運営をお願いしていたところでございます。

しかしながら、本施設についての利用状況を見ると、もっぱらシルバー人材センターの会員の方の利用のみであることから、公の施設としての本来の機能を果たしていない状況が続いているため、現在の指定管理期間が満了する平成26年3月31日をもって、本施設を廃止するとともに、4月1日以降の施設運営については、使用貸借契約により運営しようとするものでございます。以上であります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美祢市秋芳シルバーワークプラザの件なんですけれども、今旧美祢市のほう、美祢市中心街にはシルバーワークありますけれども、そういった面で、そこでは事務員が3、4人の方がおられますし、今回廃止になるシルバーワークプラザでの事務員の方が何人おられて、実際使用されておられる方が何人程度おったか。そういったことを勘案しながら、こういった廃止に至ったやむを得ない状況だと思いますけれども、その利用者が少なかったということで、そこで、事務員とそしてそこで利用されていた方が何人程度おられたか。この辺について御説明をお願いします。

○委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 職員の方、美東関係もいらっしゃいますので、合わせて4名の方がいらっしゃったと思います。利用者数でございますが、22年度から24年度までの間ですが、22年度が1,594人、23年度が1,412人、24年度が1,273人、これらの数はシルバーの会員さんのみという形になっておりまして、引き続き普通財産管理のもとで、こちらの施設は継続して

御利用いただくということにしていますので、先ほど申しましたが、使用貸借契約に基づき、そのままシルバー人材センターの方達に御利用いただく施設として、今後とも運用していくというものでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そういったことに伴って、この職員、美東の方も含めて4人程度と言われましたけれども、職員の人数の変更等はあるのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、職員の人数に変更は特にないということで確認取っております。これまでと、いわゆる指定管理者制度から一般の使用貸借契約に変更されるということで、従来通り使用がされるということでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第15号美祢市秋芳シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の3-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億959万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億5,925万8,000円とするものでございます。

最初に歳出について御説明いたします。3-10、3-11ページをお開きください。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等・1項後期高齢者支援金等・2目後期高齢者関係事務費拠出金・19節負担金、補助及び交付金として、支払基金負担金4,000円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療制度への支援のため、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、同基金よりの通知により補正するものでございます。

続きまして、4款前期高齢者納付金等・1項前期高齢者納付金等・1目前期高齢者納付金・19節負担金、補助及び交付金として、支払基金負担金8万7,000円の増額補正でございます。これは、納付金算定の基となる係数の変更により補正するものでございます。

同じく、2目前期高齢者関係事務費拠出金・19節負担金、補助及び交付金として、支払基金負担金4,000円の増額補正も、納付金の算定の基となる係数の変更による補正でございます。

次のページをお開きください。10款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金・23節償還金、利子及び割引料といたしまして、過年度国県補助金等精算返還金3,444万9,000円の増額補正でございます。

これは、平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金及び平成24年度高齢者医療制度円滑補助金の確定に伴う精算金で、国への償還金でございます。

続きまして、11款予備費でございます。今後の医療費の増加に備え、7,306万7,000円の増額補正でございます。

次に歳入について御説明いたします。3-8、3-9ページをお開きください。3款国庫支出金・1項国庫負担金・1目療養給付費等負担金・1節現年度分3万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました前期高齢者納付金の増額に対する国よりの負担金でございます。

次に、2項国庫補助金・1目財政調整交付金・1節普通調整交付金1万円の増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました前期高齢者納付金の増額に対する国よりの交付金でございます。

続きまして、6款県支出金・1項県補助金・1目財政調整交付金・1節普通調整

交付金1万円の増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました前期高齢者納付金の増額に対する県よりの負担金でございます。

9款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金198万円の増額補正でございます。3節職員給与費等繰入金198万の増額補正は、人件費相当額の増額により、一般会計から国保特別会計へ繰り入れるものでございます。

続きまして、10款繰越金・1項繰越金・1目繰越金・1節前年度繰越金でございます。平成24年度決算の結果1億755万6,000円を増額補正し、充当するものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） それでは、別冊の補正予算書4-1をお開きください。

議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）であります。この予算補正は、平成25年度の人事異動に伴う人件費の調整であります。では、全体説明といたしまして、4-6、4-7をお開きください。款観光総務費としまして456万8,000円の減額です。

次に、観光振興費としまして177万円の減額です。合せまして633万8,000円の減額分を予備費に積み立てることで、全体の歳入歳出総額に変更はございません。

なお、人件費につきましては、給与のほか各種手当、共済など負担金が対象となっております。詳細の説明は省略させていただきます。以上よろしくお願いたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本康房君） それでは、議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計（第1号）について御説明いたします。

補正予算書5-1ページをお開きください。このたびの補正は、人事異動に伴う人件費に係る経費と介護保険サービス利用者の増に伴い、介護保険給付費が当初の見込みを上回り、2億5,529万8,000円を補正するものであります。

まず、歳出について御説明いたします。5-12、13ページをお開きください。2款保険給付費・1項介護サービス等諸費・1目居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービスに対する介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、9,619万円を増額補正するものでございます。

同じく、3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた住宅・地域で生活を継続できるように、身近な市町村で提供されるサービスに係る介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、5,966万5,000円を増額補正するものでございます。

同じく、5目施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホームや介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に入所された方々に対するサービスに係る介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、7,443万4,000円を増額補正するものでございます。

次のページをお開きください。同じく、7目居宅介護福祉用具購入費として、114万9,000円を増額補正いたしております。これは、居宅介護福祉用具購入に係る介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、増額補正するものでございます。

同じく、8目居宅介護住宅改修費につきましては、在宅の介護者が生活環境を整えるための住宅改修に対して9割を償還払いするサービスに係る介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、508万6,000円を増額補正するものでございます。

同じく、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、指定居宅介護支援事業所が要介護者のケアプランを作成した際に支給するもので、介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、501万1,000円を増額補正するものでございます。

続いて、2項介護予防サービス等諸費・1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援1及び2の受給者に対する在宅サービス介護予防給付費負担金が当初の見込みを下回ったために、664万5,000円を減額補正するものでございます。

次のページをお開きください。同じく、3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、要支援1及び2の受給者が、中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた住宅・地域で生活を継続できるように、身近な市町村で提供されるサービス介護予防給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、106万5,000円を増額補正するものでございます。

同じく、5目介護予防福祉用具購入費として、17万1,000円を増額補正いたしております。これは、介護予防福祉用具購入に係る介護予防給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、増額補正するものでございます。

同じく、6目介護予防住宅改修費として、49万7,000円を増額補正いたしております。これは、介護予防住宅改修に係る介護予防給付費負担金が当初の見込

みを上回ったために、増額補正するものでございます。

同じく、7目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援者のケアプラン作成の実績に基づき支給するもので、介護予防給付費負担金が当初の見込みを下回ったために、70万円を減額補正するものでございます。

続いて、3項その他諸費・目1審査支払手数料として、11万5,000円を増額補正いたしております。これは、国保連合会審査支払に係る手数料が当初の見込みを上回ったために、増額補正するものでございます。

それでは、次のページをお開きください。同じく、4項高額介護サービス等費・1目高額介護サービス費につきましては、要介護者が1ヶ月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたとき、介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために536万7,000円を増額補正するものでございます。

同じく、6項特定入所者介護サービス等費・1目特定入所者介護サービス費につきましては、低所得の要介護者が施設系のサービスを利用したとき、食費や居住費を補足給付として支給するサービスで、介護給付費負担金が当初の見込みを上回ったために、817万7,000円を増額補正するものでございます。

同じく、3目特定入所者介護予防サービス費として、32万1,000円を減額補正いたしております。これは、特定入所者介護予防サービスに係る介護予防給付費負担金が当初の見込みを下回ったために、減額補正するものでございます。

次のページをお開きください。次に、3款・3目任意事業費として、25万2,000円を増額補正いたしております。これは、介護サービス利用高齢者及び介護サービス事業所の急増により、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業が急務となり、介護給付等に要する費用の抑制を図る介護給付適正化支援ソフトの導入が不可欠となったために、ソフトウェア借り上げによるものでございます。

続いて、5款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金として、405万4,000円を増額補正いたしております。これは、過年度国県補助金等精算返還金でありまして、平成24年度事業実績による地域支援事業交付金超過額の国庫支出金270万3,059円、県支出金135万1,530円を償還するものでございます。歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。5-8、9ページをお開き願



ます。まず、4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金において6,067万3,000円を増額補正するものです。これは、保険給付費増額分4,543万2,000円、前年度介護給付費国庫負担金不足交付金1,524万1,000円によるものです。

同じく、2項国庫補助金・1目調整交付金におきまして、1,914万5,000円を保険給付費増額分の増額補正するものです。

同じく、3目地域支援事業交付金におきまして、28万6,000円を増額補正するものでございます。これは、任意事業費10万円、包括的・継続的ケアマネジメント事業費、人件費18万6,000円によるものでございます。

次に、5款支払基金交付金・1項支払基金交付金・1目介護給付費交付金につきまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。7,321万9,000円を増額補正するもので、これは、保険給付費増額分7,247万円と前年度介護給付費負担金不足交付金74万9,000円によるものでございます。

次に、6款県支出金・1項県負担金・1目介護給付費負担金において、4,418万8,000円を増額補正するものでございます。これは、保険給付費増額分3,577万9,000円、前年度介護給付費負担金不足交付金840万9,000円によるものでございます。

次に、5-10、11ページをお開き願います。6款県支出金・2項県補助金・2目地域支援事業交付金において、14万3,000円を増額補正するものでございます。これは、任意事業費5万円、包括的・継続的ケアマネジメント事業費9万3,000円によるものでございます。

同じく、3目県財政安定化基金交付金において、2,500万円を補正するものでございます。これは、市町村の保険財政が保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金でございます。国・県・市町が3分の1ずつ負担して積み立てている基金で、この基金から借り入れを行うものです。

次に、8款繰入金・1項一般会計繰入金・1目介護給付費繰入金において、2,463万8,000円を増額補正するものでございます。

同じく、3目地域支援事業繰入金において、10万3,000円を増額補正するものでございます。これは、任意事業費5万円、介護予防ケアマネジメント事業費

4万1,000円を減額、包括的・継続的ケアマネジメント事業費を9万4,000円を増額するものでございます。

同じく、4目その他一般会計繰入金において、66万9,000円を人件費の繰入金として増額補正するものでございます。

次に、9款繰越金・1項繰越金・1目繰越金において、723万4,000円を増額補正するものでございます。これは、前年度繰越金の交付金償還金充当405万4,000円、保険給付費充当318万円によるものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、高齢福祉課長による懇切丁寧な説明本当にありがとうございました。この平成25年度美祢市介護保険事業特別会計、この案件に関しまして、その中で保険給付費、そして1項の介護サービス等諸費について、ちょっと何点か質問をしてまいりたいと思います。

るる説明があったんですけれども、居宅介護サービス給付費、また地域密着型介護サービス給付費、施設介護給付費、当初見込みよりも上回ったということを三度御説明があったわけでございます。こういった見込みよりも上回ったということで、実際、国・県からのこの介護給付費負担金というのは、6,000万円とか、4,000万とか、7,000万とか、非常に県レベルから付けていかなければ、この特養とか居宅介護、この運用事業が賄いきれない、こういったことに繋がっているのではないかと考えております。そういった面で、特にこの特別養護老人ホーム等で入所されている要介護3以上の方なんでしょうけれども、こういった方に実際こういった見込額がどんどん当初より上回ってるということで、一人当たり特養に入っておられる方、この一人当たり年間国の税金が、今交付金とか負担金とか、そういったところの金額は一人当たりなんと380万円一人年間かかると。びっくりするような新聞紙上の説明というか、記事が載っておりました。こんなにかかっているのか、そういう私どもここまでとは思っていませんでした。

だからこそ、今国が消費税率をこの社会保障を持続可能なものにするために、税率を8%、10%上げていかなければならない。上げていっても財源が13.5兆円、今介護とか国保とかそういったとこにあてがっていけば、3、4年等でまた財

源がなくなる。非常にそういった実態を知るにつけ、そら恐ろしいものがあるというを感じております。

そういったところで、国が特に行政に自治体に対して、居宅介護サービスをしっかりとその給付費負担が増えていかないようにするために、こういったところに力を入れていって、給付費が少しでも下がっていくように、こういった形の指示があったと思いますけれども、その辺における美祢市の実態における対応、特別養護老人ホームに今までまた地域密着型という形でシフトしておりましたけれども、それでは税金投入が多くかかりすぎるということで、居宅のほうにシフトしておりますけれども、第五次介護計画に沿ったそういった運用がなされてるかどうか、この辺についてまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本康房君） 現在、第5期の計画に基づいて計画を遂行しておりますが、このたびこの予算につきましては、前年度のベースに従って予算計上したものでございまして、また先ほど岡山委員からも言われましたように、消費税の増税によりまして、特にこのたび去年の秋以降、家電メーカーのリフォームとか、それとやはり今年に入りまして、消費税が増税ということで、特に住宅改修とかそういう用具の対応、そういうものにつきまして、ケアサービス、また更に業者等によりますそういうサービスの情報等の提供がございまして、その辺が特に当初五期の計画以上に予想外の給付が今回上回ったということになっております。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 質問したこととちょっとずれてるんですけども、問題は施設介護サービス、特養とか地域密着型の中でこういったところを今後はふやして行かないという形になっておるけれども、実際今後はこれ以上ふやさないのかどうか、この辺についてお聞きしたいということですよ。そして居宅介護サービスをふやして行く、こういった計画に則って、それが進めているかどうか、この辺についてちょっともう一度ちょっと説明してもらいたいと思います。

○委員長（岩本明央君） 簡潔にお願いいたします。井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。御指摘のとおり、特に特養関係、それから、最近地域密着型サービスの施設がふえたので、それに対する需要がかなりふえてきております。この関係で、今回の大幅な補正にも

繋がったんですが、現場としては、当然居宅でいかに過ごしていただけるかということも予防も含めまして進めているところです。なかなか実績が今、上がってきてないというのが現場の状況でございます。

将来的な特養とかの計画は多分、国の制度も第六期の中でも大幅にふやすということは考えられないと思うんです。シフトはやはり居宅にというシフトでございますので、施設をふやす方向では多分出てこないと思ってます。

ただ一方で、先ほど申しましたように、居宅での過ごしていただくためのことがなかなか進んでないので、国・県におきましても、来年以降もそういう居宅で行っていただける医療としての訪問診察とか、あるいは介護での訪問看護よりも訪問介護で居宅のほうにシフトするとかいう形で、医療費・介護給付費もそちらのほうにシフトするような形がまずとられる。

それと、地域でそういう支援をするお医者さん含めまして、看護師、医学療法士等、そういう人の中心になる人間を今後地域でつくっていくと。そのための研修会を、県全体では来年の2月に予定されてます。市では、来年度以降単独でそういう取り組み研修会等も通じて、もっとそういう人材をつくり上げて行って、進めていこうというのが基本的な姿勢でございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 第五期介護計画で、居宅のほうをしっかりとシフトしていくお考えであるということはよく理解出来ました。それでですね、実際居宅介護といっても、実際まだまだ課題、問題点が、その特養とか地域密着型に比べれば、多くの問題点があるということはいろいろ聞いております。

そういった中であってですね、実際現場をよく知っておられる地域包括支援センターの方等を、そういったところからどう居宅介護をより何といたしますか、現状よりいい方向に持って行って、生涯自分の居宅で住める形にしていく。そういったところの情報集約という、そういった大事な部分のところを集約して何か集めておられるかどうか、この辺についてまだ美祢市だけではなくていろんなところからされるかどうか、この辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 岡山委員の御質問ですが、特にこれといった形で今お示し出来るものは手元に持ってないんですが、いろんな市内では御存知のように

地域包括、あるいは健康増進課等で、いろんな研修会とか、あるいは介護診ておられる方の研修会、それから認知症のサポート養成講座とか、いろんな形でやっておりまして、それらをトータルでまとめていくのは今、包括支援センターでやっておりますが、これをさらに私とすれば現状を更に強化していくというのが、一つ進めております。何がどうというのはまた今度お示しができれば、内容はあるんですが、きょう手元に全てのもの持ってきておりませんので、申し訳ありませんが、そういう状況であるということをお理解いただきたいと思います。

○委員長（岩本明央君） 簡潔にお願いいたします。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 要するにそういったところをきちっと私はクリアしていかないと、実際居宅介護サービスのそういったところのサービスがきちっと出来ないというふうに思っているから、ちょっとそういったことをちょっとお尋ねしたわけでございます。

それと、最後にもう一点、今回地域密着型の介護予防サービス給付費、これが106万5,000円付いております。ここが増額になって、あと介護予防給付費負担ということで、介護予防サービス給付事業は664万5,000円ほどマイナスです。それと、特定入所者介護予防サービス事業、この介護予防給付費負担は32万1,000円減額となっております。こういったところのもの。どうして地域密着型介護予防サービス給付事業、ここだけがふえて、それ以外特定入所者介護予防サービス事業がマイナスになったか、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。ちょっと今詳しい個々の人数とかいう資料は持っておりませんので、また個別にここはこれというふうに御回答したいと思います。大きくは先ほど言いましたように、やはり地域密着型のサービスが、全体としては非常にふえて、去年に比べてふえてきているというのは現状です。言われました予防について、ちょっとなかなかまだ進められてないので、計画よりは。予防給付費について下がっておるというのが大きな流れでございます。そこで御理解いただければと思います。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 特に今までずっと予算を見ていくと、地域密着型とか予防の

サービス給付事業がおおむねいつも減額となっているわけですね。だから、実際予防事業としての仕事がちゃんとこなされてるかどうか、この辺がちょっと心配だなということをおっしゃったわけでごさいます。それが、地域密着型では106万5,000円ほど増額になっていたということで、珍しいなと思ってですね、そういった質問しましたので、それについてはあとで結構ですので、その意図について教えていただければ結構ということです。以上です。

○委員長（岩本明央君） あとでいいですね。

○委員（岡山 隆君） はい。

○委員長（岩本明央君） そのほかございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） この事業はですね、事業の種類が非常に多いですから、一遍に話をされてもよく分からないんですが、ただですね補正予算の説明をされるときに、当初予算では何人計画をしておったが、どれほどふえたか。これいちいちいち今から質問しても時間が経ちますので伺いませんけれども、やはり美祢市の全体像を各種類によって人口がどれほどふえていってるのか、そういった傾向をですね、今後一目で分かるような表を、是非とも将来的につくっていただきたいというのがお願いなんです。質問として聞くと時間がないでしょうから聞きませんから、ただやはり、全体像が分かるような表を今後お願いしたいというのが一点です。

○委員長（岩本明央君） 御要望でよろしいですね。（発言するものあり）そのほかにごございませんか。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） これを見ますと、当初予算が28億で追加が2億5,000万ということで、約1割増額しておりますと、このままいくと、またまたどうなるのかなという感じがするんですけど、単純に言いますと、保険料が1割上がるかなとこういう単純計算なんですけど、このままいくとずっと額がいくらでもふえるような気がしますし、先ほどから話がありました介護予防、これをですね重要なこととなってくるんじゃないかというふうに思うんです。一つこれを減らさずに、ふえる方向で頑張っていたきたいがというふうにお願いです。

○委員長（岩本明央君） これも御要望でよろしいですね。（発言する者あり）はい、分かりました。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....  
午前10時50分再開

○委員長（岩本明央君） 休憩前に続き、会議を再開します。お願いでございますが、質問される委員さん、説明される執行部の方、簡潔によりしくお願いいたします。

続きまして、次に議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書6-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,270,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,081万3,000円とするものでございます。

最初に、歳出について御説明いたします。6-10、6-11ページをご覧ください。款・項・目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の後期高齢者医療保険料95万9,000円の増額補正でございます。これは、平成24年度後期高齢者医療保険料の精算金としまして、山口県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

続きまして、款諸支出金・項償還金及び還付加算金・目保険料還付金でございます。これは、66万8,000円の増額補正でございます。平成24年度以前の死亡、転出などの被保険者の資格異動及び保険料変更等に伴う過誤納金の還付のため

のものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。前のページをお開きください。款・項・目ともに繰越金、162万7,000円の増額補正でございます。これは、平成24年度決算の結果、162万7,000円を増額補正するもので、先ほど説明いたしました歳出に充当するものでございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを議題いたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案第17号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の17-1ページ及び参考資料53ページをお開きいただきたいと思えます。施設の名称は、美祢市立豊田前保育園で、美祢社会復帰促進センター内に設置しております。現在の指定管理者は紫光会であり、平成26年3月31日をもって指定期間が満了となります。

当該施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公の施設の性格及び規模等を考慮し、さらには児童の保護者の方から要望書が提出されたことから、公募によらない指定管理者の候補者として、紫光会を選定したものであります。

次期指定期間といたしまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、紫光会を指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条



の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第17号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案第18号美祢市児童クラブの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の18-1ページ及び参考資料56ページをお開きいただきたいと思います。現在の指定管理者は、伊佐さくらっ子クラブであります。平成26年3月31日をもって指定管理が満了となります。

当該施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公の施設の性格、規模等を考慮し、公募によらない指定管理者の候補者として、非営利団体であります伊佐さくらっ子クラブを指定管理者に選定したものでございます。

次期指定期間といたしまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、伊佐さくらっ子クラブを指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。以上よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第18号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案第19号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の19-1ページ及び参考資料59ページをお開きいただきたいと思えます。まず、施設の名称は、美祢市地域活動支援センターあじさいであり、秋芳町嘉万に設置しております。現在の指定管理者は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会であり、平成26年3月31日をもって指定管理が満了となります。

当該施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公の施設の性格及び規模等を考慮し、公募によらない指定管理者の候補者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を選定したものでございます。

次期指定期間といたしまして、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。以上よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この事案につきまして、地域活動支援センターの指定管理者の指定ということで、所管の委員会ではありましたけれども、本会議場において、ちょっと大事な点でありましたので、市民の皆さんに広く知っていただくために、

質問をさせていただいたところです。

これは、あじさいにおける地域活動支援センターということで、ここでおられる方が、今後りんどうのほうにですね、B型就労施設で移転されるということで、非常に人数が少なくなる。その辺については、3人程度であろうという。そして、その辺についての補助金に対してはどうかということで、今後は、そういった案件については、しっかりと配慮していくというお話でありました。

ここで、事業計画の概要を見ますと、平成26年度の利用者数10人ということで、27、28、29と、ずっと10人という形で設定しております。実際今、残られた方は3人程度であると思っておりますけれども、まず、この施設というのは、今後利用者がふえてくる可能性もありますので、決してなくしてはいけない、重要な施設であると思っておりますので、今後こういったところで、あじさいに来られる、支援センターのほうでですね、今後、予定は10人になっておりますけれども、今後どのような状況で人員がシフトしていくのかどうか、この辺の取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 岡山委員の御質問でございます。今、資料につきましては、利用者数10ということで、26年度から29年度まで掲げさせていただいております。これは、10というのは定員が10名ということで、一応10名の数字を挙げさせていただいております。

それで、先ほどもお話がありましたように、この11月から秋吉にワークショップりんどうということで、同じ美祢市社会福祉協議会のほうが、設置で開所されている状況で、大多数の方がりんどうのほうに移行されたということでございます。

地域活動支援センターでございますけれども、障害者の方が日中の居場所づくり、それから、そこでの作業等も含めて、日常生活の自立を図るといふところからの施設でございます。

今後におきましては、相談支援センター、これは於福にございます。また、市の窓口も地域福祉課ということで、障害者の方の相談を受けながら、秋芳地域、美東地域の方につきましては、あじさいのほうへの活動の拠点ということも、お話をさせていただきながら、入所者の増加等についても、今後推進を図っていききたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それで、今実際あじさいの地域活動支援センターでおられる方、非常に人数が少なくなりますね。そして、そこで働く指導員の方、こういったところのもの、ひとりかふたりかになって、建物もあじさいの施設は古くなっておりますし、そして、今後青景という地域で、ちょっと寂しいところでもありますし、そういった面で少人数になって、安全面についてですね、ちょっとどうかなどという点もあります。

そういった面で、今回りんどうでできた、そういった秋芳地域の中心街のほうに、そういった施設を移転すれば、また、多少なりとも元気が出るような、そういう形になってくると思っておりますので、そういう施設の件とか、古くなっておる、少人数、そういった安全面における対応について、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○委員長（岩本明央君） はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 岡山委員の御質問にお答えします。施設につきましては、老朽化も進んで若干おると思いますが、先ほどりんどうのほうに、大部分が移行されたということもございます。また、新たに利用者等の確保ということもございますし、その辺りで若干施設の改修も、トイレの改修も考えて、車椅子の方も容易にこの施設を利用できるというような改修も予定をさせていただいております。

そういう面から、安全面ということも配慮しながら、施設の改修も含めて、当面は現在の施設であるあじさいを継続して利用していきたいと、現在のところ考えております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 基本的なことはですね、あじさいで入所されている方、こういった方の御意見をですね、こっちで決めるわけにもいかないところもありますので、そういった利用者の方の要望というのを第一義に取り入れながら、今後の安全面と、そして、施設の移転なり、そういったところを考えて対応していただきたいことを要望いたします。以上です。

○委員長（岩本明央君） 要望でございます。はい、そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第19号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、岡藤生活環境課長。

○市民福祉部生活環境課長（岡藤克昌君） 議案第20号は美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてであります。議案書の20-1、参考資料の63ページでございます。

現在、美祢市奥畑にあります美祢市一般廃棄物最終処分場・美祢市リサイクルセンターの指定管理者として、有限会社美祢環境クリーンを指定しておりますが、平成26年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

つきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の指定期間を1年間といたしましたのは、平成12年から始まりました美祢市一般廃棄物最終処分場の埋立期間が、平成27年3月31日までと設定していることから、平成26年度末までとなるためです。

今後の美祢市一般廃棄物最終処分場の対応につきましては、廃棄物のリサイクル等の推進により施設の残容量に余裕がありますことから、関係各位と埋立期間の延長で協議を進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今の説明で指定管理の期間が1年だということで、これは当初の期間が平成27年で切れるということですが、今後これを延長されるという方針のようですが、その延長される場合に、何年をめどに延長されるおつもりなんで

しょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、岡藤生活環境課長。

○市民福祉部生活環境課長（岡藤克昌君） 現在残余量が約50%ですので、15年を目標にしております。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） それでは、議案21号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを御説明いたします。

議案書21-1ページでございます。また、参考資料66、67ページとなります。

現在、秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者として八代ぬくもりの里を指定しておりますが、平成26年3月31日をもって指定期間が満了となります。この施設につきましては、地域の新しい交流拠点の施設として、平成19年度に整備され、平成20年4月より供用開始され、現在に至っております。

この間、八代ぬくもりの里が指定管理者として、施設管理や地域活動を行ってられました。このことから、地域振興の観点から地域を理解し、地域の魅力を十分に発揮できる地域住民の組織により運営されることが望ましいと思われま

す。このことから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、審査会の決定を経て、公募によらず指定管理者

を引き続き、平成26年4月1日から平成31年3月31日の5ヶ年間を指定期間年とし、八代ぬくもりの里を選定したところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第21号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） それでは、議案第22号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について、説明させていただきます。

議案書22-1、参考資料は68から71ページになります。現在、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者については、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定しており、平成26年3月31日をもって指定期間が満了となります。

このことから、新たな指定管理者を選定するに当たり、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例並びに同条例施行規則、美祢市指定管理者候補者選定審査会要綱、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づき、公募形式により、諸手続を行ってまいりました。

その結果、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を候補者と決定したところであ

ります。

つきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、美祿市勤労福祉会館及び美祿勤労者総合福祉センターを一括管理する指定管理者に、企業組合美祿市中高年雇用福祉事業団を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この議案に関しまして、参考資料69ページに選定結果、指定管理候補者選定審査会採点結果、これ載っています。こういった中にありまして、配点が500点満点ということでありまして、いろいろこの配点につきましては、指定管理で600点もありますし、400点もあります。それぞれバラバラですね。そういったところの配点の設定といいますか、そういったところは、他市に習ってそういった配点の分け方をしておるのか何か、何を基準としてこういった配点をされてるかどうかという点と、もう一点は特にこの指定管理をするにあたって、この経費の縮減が図られることが出来ると認めるかどうか、こういったところの配点が一番大きな点になっていないわけですね。150点が項目の中で非常に一番大きい。これ125点です。そういったところのものがちょっと低いなという思いもありますし、また、この管理を安定して行う能力を有する団体かどうかということで、こういったところの大きな項目と選定に対しての多くの項目に対して、何点かそういったところを10項目ぐらいに細目にわたって、選定するにあたって、選定しやすいようにそういった細目があるのかどうか、これについてまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。まず、配点の基準でございます。他市の例を参考にされてるかどうかという件でございますが、参考にしております。

あと、配点基準、500満点であったり、800満点であったりするかと思えます。これは、委員の数がそれぞれの公の施設の指定管理の審査によって委員の数が異なっておりますので、その影響もございます。



それと二点目、経費の配点が低くないかという案件でございます。公の施設につきましては、平成22年12月発出の総務省からの御助言でございます。また、片山総務大臣も念頭の記者会見で発表したところではありますが、公の施設はあくまでも管理運営の原則は民間事業者のノウハウと自発性を活用することが基本であり、自治体はその体制を維持するための条件を整備することで、今まで全国各地で弊害があった、例えば最低賃金を下回る条件であったとか、ワーキングプアの問題があったということで、その解決のために、総務大臣も指定管理者制度は経費一辺倒ではないということを発言したところでございます。（発言する者あり）三番目、これについては、それぞれの所管課によって、それぞれの大項目を設定して、また詳細の項目を設定しておりますので、それに基づいて採点しております。したがって、細かな採点表を持っております。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） いいですか。そのほか質疑はございませんか。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。これは当然条例規則によって、選定されたと思います。これを見ると利用者が年間5万8,000ぐらいありますよね、そういう場合ですね、やはりこれは大きな施設と思います。こういった場合、家族旅行村リフレッシュパークのように、例えば、ここは弁護士とか税理士、社会保険労務士とか、そういう士が付く方がですね4人入っておられて、部長が二人ということになっておりますけど、このたびは選定審査員はどういう方が入っておられたのでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 選定審査会の審査委員の件でございます。こちらは、選定審査会要綱第3条の規定により3人から10人の組織、また、公の施設の設置目的及び特定を考慮し、必要に応じて委嘱するということがございまして、このことから、関係行政機関の職員が2名、それと関係団体または関係機関の役職員を1名、施設利用者を2名、合計5名の組織としております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。今、具体的な名前が出てきませんでしたが、施設利用者代表とか、全くこちらでは分からんということで、やはり透明性の確保

ということは大事な問題と思います。年間6万人も利用される方がおられるということは、やはり大きな施設で、やはり透明性を確保して、選定するのがやっぱり大事であろうというふうに思っておりますけど、この場合、4団体このたび出ておられますけど、500点満点のあまり差がないですね。そこで、やはりこれはどういう基準で選ばれたらうかという若干の懸念も出て来るわけですけど、やはり透明性の確保という点からして、やはりきちっとしたお金もかかりましようけど、やはりきちっとした人選されてやられるんが妥当ではないかというふうに私は思います。

それからもう一点、その他ということで、配点は50点になっておりますけど、自主事業の実施ということの説明されたと思っておりますけど、自主事業という中身は、これは、どこで自主事業したんかなという若干よく分からない点がありますけど、どういうことでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

審査会委員の透明性の確保につきましては、十分配慮しております。といいますのは、まず一点、透明性の確保の理由の一点といたしまして、内部、行政、市の職員を半数以下にとどめております。他市の例を見ますと、山口市が8名中6名が市の職員であるとか、そういった部分から加味して、十分透明性が確保されてるんじゃないかと思っております。それと利用者の代表を2名選出しております。これにつきましては、この施設の特性、これを主に収益的施設ではなくて、貸館的というか、施設の効用を高めるための事業でございます。したがって、当然利用者の意見というのが大事になりますので、利用者代表を2名選出しておるところでございます。これは、あくまでも利用者団体に委員の選任をお願いして、その団体から推薦あったものを選んでおります。

三点目、おおざっぱなあれなんですけど、その他として自主事業の中身につきましては担当のほうから説明させたいと思っておりますけど、自主事業を採点項目に選んでおります理由といたしまして、その他として期待しているということは不明瞭だったかもしれません。自主事業、つまりこれはサービス向上に向けた特別な提案でございます。民間事業者のノウハウと自発性を活用することが基本でありますので、この指定管理者制度の目指すところでもあります。現に図書館におきまして、ツタヤを指定管理者に指定した武雄市、ほか横浜市、これらもこの自主事業が高く評価さ

れた一例であります。参考までに——あと山口市、さいたま市の勤労者総合福祉センターにおいても、この自主事業が評価されているところでございます。詳細につきましては所管のほうから説明させたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 自主事業の件でございます。参考資料のほうで、選定結果、その他ということで、こちらの資料のほう分かりづらい状況となっておりますが、説明会並びに募集要綱等につきましては、こちらのその他の部分について、施設の効用を高める自主事業の計画の有無ということで、こちら具体的にいいますと10点の配点がございますよと、こちら御記載いただければ満点で、10点という採点がされるということもきちんと記載をさせていただいた上での募集をかけております。このたび5人いらっしゃいますので、総合得点で満点50点ということになるわけですが、24点から39点。約15点の点差が開くような形になってしまいました。こちらの件につきましては、先般も説明させていただきましたが、記載された内容の良し悪しや記載量、またプレゼンテーションの仕方等、いろいろな形で点数に差が出てるところが結果として表れたものだと考えております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かったような分からんようなあれですけど、とにかく私が言いたいのは、一目見て透明性が確保されてるというのは、誰もが納得できるような体制をつくっていただいたら、私もこういうこと言わんで済むし、誰もいいんだろうというふうに思っております。また、御検討をお願いしたいということで、これで終わらせていただきます。

○委員長（岩本明央君） そのほかございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） もう一点お尋ねします。今回こういった施設において、行政のほうで、こういった指定管理をされてるところ、またその施設のサンワーク美称、そういった勤労福祉会館、そういったところの利用者がふえていく、実際、指定管理とっているところが、実際利用者がふえていくような、こういった行政側からの指定管理者に対しての改善策とございますか、そういったところをしっかりと進めて行かなければならないわけですね。そういったところの行政からの指定管理側に向けての改善策をしてるのかどうか。

特に生活環境課のほうが奥畑における最終処分場ですかね、ここのところについては、指定管理側がこの改善策として掘り返して、そこの埋めたてするところの最終処分場をとにかく燃えるゴミ等、またそういったものを掘り返して出して、そして来年また更新になるんでしょうけど、15年延びてきたと。当初なら来年でいっぱいになるところを15年も延ばしてきたというのは、非常に私はこれ新しい施設をつくと大変なことじゃったと思うんですね。それを行政側の指導でされて、指定管理側と協議しながら改善策で対応されたということは私は素晴らしいことと思っております。

だからこそ、今回こういった指定管理、こういった施設の利用者がふえていくようなこういった行政側からの改善策の投げかけ、こういったものをされてるかどうか、そして実際効果が出てるかどうか。この辺について、どのような御見解をお持ちでしょうか、お尋ねします。

○委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。現在の指定管理者とは常日頃から施設の改善面、また効率的、効果的な運用そういったものについては協議をさせていただいております。

実際にこちらのサンワークの施設でございます、美祢勤労者総合福祉センターの施設でございますが、多目的ホールがございまして、こちらエアコンが大きなものが設置されております。施設の老朽化に併せまして、そういった設備面についてもかなり老朽化しております。そういった面についても、どのように運用することが施設の長寿命化に繋がるか、そういった問題につきましても、いろいろ双方で検討しながら意見をぶつけ合い、いろいろ協議をさせていただいておるところでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですね。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第22号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号土地改良事業の施行についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） それでは、議案第23号土地改良事業の施行についてを御説明いたします。議案書の23-1ページをお願いいたします。

これは、市が事業主体となりまして、西厚保町大日地内の原川に設置してあります宿井堰の改修を平成26年度に施行することとしております。概要についてですが、一般的に多く見られます鋼製の可動堰とは異なるゴム引布製起伏堰といいまして、空気を圧入しゴムを膨らませ、堰にする、いわゆるバルーン堰でございます。堰幅が10m、堰の高さが1.15m、受益面積が5.3ヘクタール、受益戸数が15戸であり、4,200万円の事業費を見込んでおります。

本事業の施行にあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第23号土地改良事業の施行についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案17件につきましても審査を終了いたしました。

その他の項目で、委員の皆様また執行部のほうから何かございましたらお願いします。はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 教育委員会のほうへ、学校給食の件でちょっと御質問いたします。この10月29日に小学校の給食において異物混入があったというふうに聞いております。1年生の生徒が、1年生と聞いたんですが、給食を口に入れ、異物に気づいて、出して先生に渡したと。このこと異物が何であるかとか、その経過とかをお聞きしたいんですが、もしこの異物が、例えば固いものとかであって、もし生徒が飲み込んだりして、のどにひかかったりしたら大ごとになります。その辺のことで、本日の議員さんの中で、皆さん御存知ない方もおられると思いますが、それに対してまだ何の報告も議会のほうにもございませんし、また、保護者のほうにも、そういうことがあったという報告があったとお聞きしておりますが、その後の経緯について何の報告もないということで、不安がられておられます。そのところを原因は何であったのか、その後の経緯とか、対策とか、その後保護者に報告されたかどうかちょっと私、確認しておりませんが、その辺りのことをちょっとお話願えればと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 下井委員の御質問にお答えいたします。まず、給食への異物混入での経緯でございます。今、御指摘のとおり伊佐小学校において、10月29日、これ12月5日にも別な件が発生しておりまして、2回にわたり学校給食で提供されたパンの中に異物が見つかるという事案が発生いたしました。1回目、10月29日には細い針金状の金属、1.5cm程度、それから、2回目はプラスチック上の黒い破片でした。幸いにも両日とも当該児童には怪我や健康被害はありませんでしたが、今、御指摘のとおり安全であるべき給食に異物が混入するということはあってはならないことというふうに認識をしております。

1回目の事案発生後、10月29日の事案発生後、至急パン製造業者並びパンの納入業者である山口県学校給食会に対し、原因の究明等今後の対策を要請したところ、11月25日の時点で混入経路は不明であるという報告を受け、対策案も十分とは言えないものであったため、更なる調査を要請していたところです。

その時点で保護者については、こういう経緯だったということで、まだはっきりしないということで報告してないところです。そうした最中に2回目の事案が発生したということは重大な事案であるというふうに受け止めて、今対処をしていると

ころです。事案の経緯については、そういうことでございます。

続きまして、今後の対策ということで今考えておりますが、2回目の発生後の報告では、パン業者は今後の安全対策として、金属探知機の設置、それから機械メンテナンスの項目や頻度の見直し等の安全対策を講じるということにしております。ただ教育委員会としましては、その当該のパン業者に対し2回目の原因調査を含め、これらの事案の徹底的な原因究明と具体的な安全対策を更に講じることを要請し、その結果が出るまでの一定期間、当該業者からの伊佐共同調理場へのパンの納入を中止することとしました。

なお、12月中にパン給食が予定されている3回ございますが、そのうち12月10日は米飯に変更、12月17日及び19日については、他のパン業者からの納入ということに変更しております。

このことについては、伊佐共同調理場が担当している伊佐小学校、東厚小学校、伊佐中学校の保護者に対して、文書で通知をしているところです。

教育委員会としては、今後当該パン業者提出される報告書を精査した上で、十分な安全対策を講じて、児童・生徒に安全で安心な学校給食の提供していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） ちょっと遅いんじゃないですかね、対応が。1回目針金と先ほど言われたんですけど、その時点で今の対応すべきじゃなかったかと思いますが。

先ほども申しましたように、子どもたち、生徒たちというのは、先生が給食は残さずに食べなさいよと言われれば、ちょっと変だなと思っても飲み込む子もおるかもしれません。先ほど保護者に対しては通知を出したと言われたんですが、学校として生徒たち、これははっきり言って、パンにだけ限らず学校給食全般の問題になってくるんじゃないかと思えます。そうすると美祢市内の給食関係、小・中学校全部ですけど、そういうところにも口の中に入れてちょっと変な感じがしたらすぐ先生に報告するように、やっぱそういうことを言うべきじゃないでしょうか。と思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 給食への異物の混入については、

これまでも校長会等で学校校長を通じて、児童生徒については、異物の混入があった場合、至急先生方に連絡をするようにということは申しておるところです。ただ、今の御指摘のように、こういう事案があった場合、特に今回は金属ということで安全性にも非常に子どもたちの健康に被害を及ぼすことですから、対応として遅かったんじゃないかと言われれば御指摘のとおりです。また明日にも校長会がありますので、再度、異物の混入等について子どもたちからの報告をしてもらうこと、あるいはその後の学校での対応について、教育委員会でも再度指導していきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 今言われたことを害に遭われた保護者、生徒さんに関しては、もう言われたんですかね。もし言われてなかったら早急に報告するようにお願い致します。不安がられておりますので。よろしくお願いします。

○委員長（岩本明央君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 保護者のほうからは、学校長に連絡があって、そのことについてはお話ししておりますが、今のように御不安があれば、この対策についても再度、学校長通じて保護者のほうに連絡を取らせていただきたいと思っております。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 私は一昨日、保護者の方とお話したんですよ、その時にまだ報告がないからということで不安がられておられます。初めの時は確かあったというふうに言われてました。その後の結果・経緯についての報告がまだ何もないということで不安がられておられましたので、そこをよろしくお願いしますということです。

○委員長（岩本明央君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 対応をしたいと考えております。以上です。

○委員長（岩本明央君） いいですか。この件は大変重要でございます。今の説明で原因がはっきりしないというようなこともありましたので、是非ひとつ早急によりしくお願いいたします。ほかにございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 教育委員会にお尋ねですが、今、秋芳町で北中学校と南中学



校の統合の問題が出ておりました、保護者の方から、例えば耐震化した場合、およそどのくらいかかるんじゃないかと。別に反対というわけじゃないんですけど、どのくらいじゃろかと。参考に分らんじゃろかとかいうことがありました。もし分かれば、その辺およその経費でもよろしゅうございますが、教えていただいたらと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。秋芳南中学校につきましては、既に耐震化は済んでおります。それで、秋芳北中学校には今管理棟と教室棟の2棟がございまして、この2棟の耐震化を行うという場合につきましては、大規模な改修等が必要ということから、仮校舎の建設等も必要となってまいります。そういうことから概算ではございますが、3億から4億ぐらにかかるといふふうに聞いております。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 学校給食全般のことについてお尋ねしたいんですけども、今回異物混入があったということで、それに関してパン業者のほうに行かれて実際に金属異物の探知機などの設置など、さまざまな面でそういった施設に対して、すぐ問題は発生したというふうに行かれたのかどうか、この点についてまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 岡山委員の質問にお答えいたします。先ほど申しましたように事案発生が10月29日ということで、当日、すぐに学校のほうから教育委員会にも報告はございました。それから、パン業者のほうにもそのことについて異物が入っていたということで、報告をしております。そして、原因をきちっと究明をしていくこと、このパンがゴマパンというふうには、ゴマも入っています。ゴマを提供している業者のほうにも原因の調査を依頼して、それから11月25日に報告が委員会のほうにあがってきたということでございます。その報告を受けて十分に報告の経路が不明である、あるいは対策案も十分とはいえない状態であったため、再度お願いをして今の金属探知機の設置あるいはメンテナンスについての項目や頻度の見直し等も行うということで連絡を受けたところでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） パン業者に関しましては、こういった大きな問題が発生したということで、探知機を付けるなり、再発防止対策というのは必ず行ってもう1週間以内どこじゃない。そういった中できちっと業者さんのほうから、再度そういったことが起こらないような報告書が出たのでしょうか、どうかこの辺についてお尋ねします。

○委員長（岩本明央君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 御質問にお答えします。1週間以内ということではありませんでした。報告書がパン業者からあがってきたのは、1月25日ということですので、約1ヶ月かかっております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そういったところを見れば、本当に厳しい業者じゃなということをするんですけども、こういったところでも、だいたいすぐ探知機を付けるなり、やはり再発防止は、きちっとせめて起こって2週間以内等でしっかりと学校側のほうに連絡していく。そういった信用のある業者の選定が私は必要ではないかと。でないとまた同じような再発が起こる可能性がある。原材料の件もあるけれどもパンを作り込んだところで金属探知機を付けておれば、そういったことが未然に防止出来るような状況にはなっておると思っておりますので、改めて学校給食施設内で作る事案なんかもそういった問題が起こったときに、もうすぐに常に状況を報告学校側のほうに報告して、そして、関係者のほうにそういった報告事案をしっかりと情報を開示していくということが学校側の信頼に私は繋がってくると思っておりますので、どうか今後、特に保護者のほうの対応、これも常に1週間ごとぐらいでも結構ですからそういった状況等を報告されていくということが、私は非常に重要なことと思っておりますので、どうかその辺の捉え方、考え方というのをもう一度ちょっと見直していただきたいことを要望して、私の質問を終わります。

○委員長（岩本明央君） 要望でございますので、しっかり対応して下さい。ほかにございませんか。はい、西岡消防長。

○消防長（西岡博和君） 委員長からお許しを頂きましたので、消防本部から1件の報告をさせていただきます。

各報道等ですでに承知されているものと思われませんが、下関市・美祢市消防指令

センター運用業務における救急自動車等の現場到着遅延事案について報告いたします。

発生をいたしました事案第1につきましては、平成25年11月5日、火曜日、0時57分入電、発信地表示装置に通報者と同じ地区に存在する施設の地図情報が表示されたため、指令センター員が施設に隣接する通報者と同姓の住所を通報者宅と思いこみ、誤った場所への出動を指示したものであります。救急隊が指示された場所に到着後に間違いが判明。10分間救急車の現場到着が遅延したものであります。

事案第2につきましては、同年11月16日、水曜日、20時49分入電であります。うめき声しか聞こえなかったものでありまして、指令センター員が発信地表示装置と過去の通報履歴から通報者の正確な住所を割り出し、緊急車両の出動を指示しました。しかし、出動隊員が指示された場所を勘違いしたため、現場到着が16分間遅延したものであります。

事案第3につきましては、同年12月4日、水曜日、0時16分の入電であります。通報者から住所、氏名、電話番号を聴取していたにもかかわらず、位置情報取得情報と地図表示場所を突合せず、地図上候補としていた異なる場所を出動先と確定し、出動を指示したものであります。救急隊が到着後に間違いが判明し、5分間救急車の現場到着が遅延したものであります。

10月10日から下関市・美祢市消防指令センターで共同運用を開始しており指令要員16名中、当消防本部から2名の職員を派遣しております。

最新のシステムを整備し、火災、救急、救助及び各種災害対応に努めているところではありますが、この度、緊急通報受信時の対応において、再確認等の不備により御心配と御迷惑をかけているところであります。

美祢市消防本部の対応といたしましては、指令センターからの出動指令後、無線、直通電話による再確認。また、再確認後、地図で確認し指令内容と突合するなどしております。改善計画及び対応マニュアルの内容を遵守することといたしております。

なお、事案第2において、遅延したとはいえ、新システムでなければ発見すら出来ない案件に対応できることも事実であり、今後とも、下関市消防局と連携を密にし、住民サービスに全力を尽くすものであります。以上報告とさせていただきます。

す。

○委員長（岩本明央君） そのほか何か。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今消防署のほうから説明がございました。先だって私どもも下関のほうへデジタル化の整備工事の安全祈願祭に招かれまして伺い、司令室の様子なんかもつぶさに説明をいただいたところなんです。今言われた案件でやはり住民の皆さんがまだ知らないことがあるんじゃないかというふうに思うんですが、それは何かというと、救急の通報をする際、固定電話で119番した場合はもうピンポイントで場所が分かると。だけど携帯電話で電話した場合はピンポイントで把握ができない。というふうな説明もありましたので、そこら辺、今後ですねやはり住民の皆さんに119番をする場合、どういう注意が必要なのかという辺はちょっと広報してもらったほうがいいんじゃないかと。ただ説明の中では、衛星と繋がる携帯電話であれば場所は特定できるけれども、それから普通の携帯では漠然とその地域しか分からないというふうな説明がございましたが、その説明は間違っていないかどうかというのがまず一点と、それからもう一点、この中にこれは12月7日の新聞報道の中に地図データの登録がない住所はセンターが管轄する下関と美祢市の約14万2,000世帯のうち、4万5,000世帯にのぼるというふうに説明してあるわけですが、要するに消防署の地図データの中に登録がされてない家が、4万5,000世帯あるようなことが書いてあります。そういったことで、住民の皆さんが今後通報する場合にどういったことに注意すれば良いのかということも併せて、広報なり、知らせるなりしていただきたいというふうに思います。私の質問してるのが間違っていないかどうかの。

○委員長（岩本明央君） はい、西岡消防長。

○消防長（西岡博和君） 萬代委員の御質問なりにお答えをさせていただきます。まず携帯の先ほどの位置情報がずれて出てくるケースにつきましては、萬代委員が言われたとおり、携帯の種類、それから最新であるかどうか、そういうところからGPS機能がついているかどうかということで、いろいろ場所が完全にヒットしないというようなケースも現れておるのが現状であります。

それから地図データ、これに約半分ぐらいの情報が出てない。これは固定電話の番号、NTTのシステムと実はゼンリン地図、ゼンリンさんの地図の突合の関係がありますので、そういうところの問題があります。

ただ目標物等については、正しく出てまいりますので、先ほど申しましたように再度の通報内容の確認を再度しながら対応していくところであります。それから、今後の広報等による周知につきましても正確な氏名、電話番号、地番等をしっかり聞きながら対応していきたいと思っております。これについても、市報それから消防独自の広報誌等を通じながら周知してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですね。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） ないようでございます。これにて本委員会を閉会いたします。御審議・御協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後 11 時 59 分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 25 年 12 月 9 日

教育民生建設観光委員長

